
情報 (各国の動向)

韓国の社会保障 (第5回) 韓国の公的扶助について

小島 克久*

I はじめに

韓国でも所得格差や貧困の問題は深刻である。生活に困窮した者への公的扶助として、「国民基礎生活保障」,「医療扶助」(それぞれ第1回,第2回で言及)等がある。そこで今回はこれらの制度について取り上げる。

II 韓国の公的扶助制度の沿革

韓国の公的扶助制度として,独立後は「朝鮮救護令」(1944年)に準じた制度運営(厚生国報第3号),1961年制定の「生活保護法」があった。しかし,対象者が高齢者や児童(18歳未満の者)等に限定されていた。1977年に医療保護法が成立し,医療扶助が生活保護から独立した(1979年実施,その後は医療扶助法に衣替え)。1990年代後半のアジア通貨危機を背景に,低所得層の国民に基本的な生活保障制度の必要が高まってきた。そこで,単なる生活支援ではなく,人々の自立を促すための総合的な低所得者対策として,1999年に「国民基礎生活保障法」が成立し,「国民基礎生活保障」制度が2000年から実施された。2005年には,失業,病気等により所得が一時的に大幅に失われることで緊急の支援を要する者を対象とした「緊急福祉支援」の法律が成立し,2006年から実施された。

III 韓国の公的扶助の概要

1 「国民基礎生活保障」制度の概要

「国民基礎生活保障」の目的は,「生活に支障をきたしている者に必要な給付を行い,彼らの最低生活を保障し,自立を促すこと」である。この制度の対象となるのは,世帯の所得(控除額あり)と金融資産(控除額あり,一定の乗数をかけて所得として換算する)の合計(所得認定額)が,保健福祉部が定めた基準を下回る世帯である。その基準は世帯員数別の世帯所得の中央値(世帯中位所得)の29%に相当する所得である。ただし,後述の医療扶助はこの中央値の40%,住宅扶助は同43%,教育扶助は同50%が基準となっている。つまり,所得水準が上がった場合に一度に公的扶助のすべての給付の対象外になるのではなく,一部の給付は継続して受けることができる。また,扶養義務者(受給しようとする者の1親等の直系血族(両親,子どもなど)およびその配偶者)の有無や彼らの経済力の程度も受給の要件である。扶養義務者がいる場合でも彼らに所得や資産が一定の基準を満たさないことが条件となる。これらの審査は基礎自治体(市町村に相当)で行う。

審査を通過すると,「国民基礎生活保障」からの給付を受けることができる。なお,年齢,就労能力は受給の可否の条件とはならないが,就労できる場合は,自立支援事業への参加等が給付の条件となる。そして,給付の決定にあたっては,補足性(認定される所得が基準を下回る分を補助),ほ

* 国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析研究部長

かの法制度優先（ほかの法律で給付されるものがある場合はそれを優先すること）等の原則もある。給付には、生活扶助（生活費の補助）、住宅扶助（世帯人員・地域別に定められた家賃、持ち家の場合は修繕費用を補助）、教育扶助（小学生には副教材費、中学生は副教材費等、高校生には副教材費や授業料等）がある。そのほかに、「国民基礎生活保障」、「医療扶助」の受給者になると、住民税の一部の非課税、KBSテレビ受信料の免除や電気料金等の割引を受けることもできる（表1）。

2 「医療扶助」の概要

韓国では「医療扶助」は独立した制度であるが、「国民基礎生活保障」と密接な関係がある。受給対象者は世帯中位所得の40%相当以下の世帯である。対象者は1種（世帯に就労能力のある者がいない）と2種（世帯に就労能力のある者がいる）に分かれている。1種にはホームレスの者等も含まれる。給付は、診察・検査のほか、薬剤、治療材料の支給、入院、看護等である。自己負担もあり、入院では1種は無料であるが、2種は医療費の10%を負担する。外来では、1種、2種それぞれで医療

表1 韓国の公的扶助制度の概要

1. 国民基礎生活保障	
目的	生活に支障をきたしている者に必要な給付を行い、彼らの最低生活を保障し、自立を促すこと
対象者	以下の条件に該当する世帯に居住する者 ・世帯の所得（控除額あり）と資産（控除額あり、所得換算額）の合計が世帯所得中位値（中央値）の一定割合の金額である所得認定額の基準※を下回ること ※扶助の種類によって異なる ・扶養義務者がいない、いる場合は所得や資産が一定以下の金額であること ・年齢、就労する能力は受給の可否の条件とはならないが、就労できる場合は、自立支援事業への参加等が求められる。
所得認定額の基準	・「相対的貧困」の考え方から、世帯員数別の世帯所得の中位値（中央値、2016年度は3,579,019ウォン、月額）を基準に、その一定割合とする ・基準（2016年度・月額） 生活扶助 世帯所得中央値の29%（3人世帯では1,037,916ウォン） 医療扶助 同40%（3人世帯では1,431,608ウォン） 住宅扶助 同43%（3人世帯では1,538,978ウォン） 教育扶助 同50%（3人世帯では1,789,509ウォン）
給付	・生活扶助 所得認定額の基準と世帯の所得認定額の差額を扶助 ・住宅扶助 賃貸住宅の家賃（世帯規模と地域による基準あり。例：ソウル市内の3人世帯では最低保障で26万ウォン、2015年度） 自宅の修繕費（持ち家世帯。例：軽微な修繕で最低保障で350万ウォン、2015年度） ・教育扶助 小学生は副教材費、中学生は副教材費等、高校生は授業料、副教材費等 ・その他 出産扶助、葬祭扶助、自立支援事業等
申請など事務手続き	基礎自治体（市郡など）に申請。広域自治体（ソウル特別市、京畿道等）でも異議申し立ての処理等を行っている。
2. 医療扶助	
目的	生計維持能力のない者などに医療サービスを提供すること
対象者	1種：国民基礎生活保障の受給者のうち、世帯員全員が就労していない世帯 そのほかの法律による対象者（被災者等） ホームレス、脱北者とその家族等 2種：国民基礎生活保障の受給者のうち、世帯員に就労能力がある者のいる世帯
給付	1. 疾病、負傷、出産などに対する診察や検査 2. 薬剤・治療材料 3. リハビリ、移送等
自己負担	1種：入院 無料、外来 医療機関などの種類による定額、定率（5%）の自己負担 2種：入院 10% 外来 医療機関などの種類による定額、定率（15%）の自己負担
3. 緊急福祉支援	
対象者	・主たる生計維持者の失業、疾病、災害などで所得を急激に喪失した世帯 ・火災などで住居を喪失した世帯 ・DVの被害者 ・家族から遺棄された者 ・矯正施設の出所者で生活に困窮した者等
給付	・生計費支援（原則1カ月） ・医療費支援（原則1回） ・住宅支援（原則1カ月） ・教育費支援（原則2回）等
受給後	・支援の必要性を審査（国民基礎生活保障の申請につながる場合もある）

出所：保健福祉部「保健福祉白書2015」、保健福祉部webサイト、高安（2014）、自治体国際化協会（2015）をもとに作成。

機関等の種類別に定められた自己負担を支払う(表1)。

3 「緊急福祉支援」の概要

「緊急福祉支援」とは、失業、病気、災害等により所得を大幅に失ったために困窮した者を対象に、緊急の支援を行うものである。いずれも急を要する事情であるため、担当者の職権等に基づいて支援を決定するが、所得や資産の基準があり、所得は世帯中位所得の75%以下となっている。給付として、生活支援、住宅支援、医療費支援、教育支援等がある。支援はその種類ごとに回数と期間の制限があり、例えば生活支援では1回(最長6カ月)の制限がある。この支援はあくまでも緊急のものであり、支援の必要性を改めて審査する。恒常的な支援が必要な場合は、国民基礎生活保障等の申請につなげる(表1)。

Ⅳ 韓国の公的扶助の状況

韓国の公的扶助の主な状況は表2のとおりである。この表から「国民基礎生活保障」の受給世帯数は2015年で約110万世帯(対世帯数比5.9%)、受給者数は約165万人(対人口比3.2%)である。

2001年からの動きを見ると、受給世帯数は増加傾向にあるが、特に2010年から2015年にかけて大きく増加している。一方受給者数は年による変動が見られるが、人口比で見ると3%程度の水準である。受給者のうち60歳以上の者の割合は、2015年で35.1%であり、高齢の受給者が多い。同じ年の受給世帯のうち高齢者世帯の割合も25.8%を占める。一方でひとり親世帯、障害者世帯はそれぞれ15.6%、18.9%を占める。「国民基礎生活保障」による支出額は、2015年では約3.4兆ウォン(約3,300億円)となっている。

「医療扶助」の受給者数は2015年で約154万人であり、対人口比では3.0%となっている。2002年の約142万人からみると、年による変動が見られる。受給者の種類別では、1種受給者が約108万人(2015年)と全体の約7割を占めている。また、「緊急福祉支援」の受給者は2015年で約25万人であり、約1,200億ウォン(約120億円)が支出されている。

参考文献

- 高安雄一(2014)『韓国の社会保障:「低福祉・低負担」社会保障の分析』,学文社。
自治体国際化協会(2015)『大韓民国における国民基礎生活保障制度について』 Clair Report No.428, 自治体

表2 韓国の公的扶助の主な状況

			2001年	2005年	2010年	2015年
国民基礎生活保障	受給世帯数 (対世帯数比)	(千世帯) (%)	698 4.7%	810 5.1%	879 5.1%	1,106 5.9%
	受給者数 (対人口比)	(千人) (%)	1,420 3.0%	1,513 3.1%	1,550 3.1%	1,646 3.2%
	受給者のうち60歳以上	(%)	31.0%	31.1%	31.7%	35.1%
	受給世帯の主な構成					
	高齢者世帯	(%)	34.0%	30.2%	27.7%	25.8%
	ひとり親世帯	(%)	12.8%	12.0%	12.2%	15.6%
	障害者世帯	(%)	14.4%	16.9%	19.7%	18.9%
	支出額	(億ウォン)	20,881	28,184	39,978	34,095
医療扶助	受給者数 (対人口比)	(千人) (%)	1,421 3.0%	1,762 3.7%	1,674 3.4%	1,544 3.0%
	1種	(千人)	829	996	1,072	1,078
	2種	(千人)	592	765	603	466
	緊急福祉支援					
受給者数	(千人)	-	-	45.3	251.3	
支出額	(億ウォン)	-	-	504.7	1,246.4	

注:2001年の医療扶助は2002年のデータ。2001年、2005年の緊急福祉支援のデータはなし。

資料:統計庁(人口),保健福祉部「保健福祉統計年鑑」(各年版)から作成。

国際化協会。
保健福祉部（2015）『保健福祉白書2015』。
保健福祉部webサイト，<http://www.mohw.go.kr>（2017

年3月9日最終確認）。

（こじま・かつひさ）